

湯河原町告示第 35号

旧地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、旧地方自治法施行令第 158 条第 2 項、第 158 条の 2 第 6 項及び湯河原町予算決算会計規則（昭和 43 年湯河原町規則第 12 号）第 58 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

湯河原町長 富 田 幸 宏



- 1 歳入の収納業務を委託した私人の住所及び氏名  
湯河原町宮上 566 番地  
湯河原温泉旅館協同組合
- 2 委託した業務の範囲  
入湯税の収納業務
- 3 委託した期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日